

発議第 2 号

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、  
別紙のとおり規則案を提出する。

令和 3 年 3 月 12 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 福山 権二

(提案理由)

本会議又は委員会への欠席事由に係る規定の整備及び市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを図るため、所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成17年庄原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。